

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和2年度)

作成日 2021/02/24

最終更新日 2021/02/24

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2021年2月1日
国立大学法人名	更新あり	国立大学法人豊橋技術科学大学
法人の長の氏名	更新あり	寺嶋 一彦
問い合わせ先	更新あり	総務課総務係 (TEL:0532-44-6504 E-Mail:somsom@office.tut.ac.jp)
URL	更新あり	https://www.tut.ac.jp/about/governance-code

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	<p>【確認の方法】</p> <p>○2020年11月19日開催の2020年度第3回経営協議会において、ガバナンス・コードへの適合状況確認の学内プロセス及び経営協議会への確認スケジュールを報告した。同スケジュールに沿って、内部統制担当理事を中心に、全原則への適合状況を洗い出し、適否を判断する理由や根拠の確認作業を行った。</p> <p>○確認作業終了後、経営協議会委員へ文書による意見照会を行うとともに、2021年1月28日開催の第4回経営協議会において、意見交換を行った。</p> <p>○意見を踏まえた修正を行い、報告書最終公表案として取りまとめ、再度経営協議会委員の確認を経て公表する。</p>
		<p>【総評】</p> <p>○国立大学法人ガバナンス・コードの趣旨に沿って運営されており、また、その結果が様々な形で公開されていることから、当報告書への基本的な記載事項や内容については問題ないことを確認した。</p> <p>○一部の対応していない項目については、今後学内審議等を経て対応を検討するものもあることから、検討の推移を次年度改めて確認するが、2020年度内に基本的な方針を策定されれば良い。</p>
		<p>【経営協議会からの意見、意見への大学の回答等】</p> <p>【実施状況全体に関して】</p> <p>○原則に対し完全に対応できていないことで、「対応できていない」と記載すると、外部からは、求められていることに対応できていないと理解されてしまうので、実施できている取り組み状況を記載する必要があるのではないか。</p> <p><意見への対応>原則に対し完全には対応できていなくても、実施している取り組みについては実施状況に記載した。</p> <p>○報告書は、読み手のことを考えて簡潔明瞭に記載願いたい。特に、ガバナンス・コードはすべて対応されていて当然との理解なので、見る側としては、どれだけよく対応しているかより、まずは対応できていない項目はどれかのチェックとなり、次に、対応できていない項目が重要な欠落であるか、軽微な欠落であるかがチェックされると思われる。</p> <p>①対応できている項目については、根拠を端的に示す ②対応できていない項目については、瑕疵の程度が軽微なものであるかがわかること がポイントとなるのではないかと。その観点により、できるだけ合理的に作業いただきたい。</p> <p><意見への対応>実施状況について、できる限り簡潔明瞭な記載を心掛けた。</p>
		<p>【原則2-3-2 多様な人材の登用・確保】</p> <p>○ここでは、基本的な観点の記載が必要なので、『本学では、国際的な大学としての機能を強化するため、ダイバーシティー、国際性に加え、教育研究の高度化の観点から…』などのように、少し観点の記載を入れておいてはどうか。</p> <p><意見への対応>実施状況の記載に際し、観点の記載を行った。</p>

	<p>【原則 3 - 1 - 1 経営協議会における審議の充実】</p> <p>○経営協議会の一員として参画しているが、この経営協議会と他の会議、例えば「役員会」「教育研究評議会」「アドバイザー会議」との会議間の情報共有や役割分担などが解りにくい点がある。</p> <p><意見への対応> 今後の経営協議会の議題設定において、他会議の審議内容を報告または議事概要を配付する等、会議間の情報共有について検討する。</p> <hr/> <p>【原則 4 - 1 - 1 法令に基づく情報公開の徹底、及びそれ以外の様々な情報の分かりやすい公表】</p> <p>○ステークホルダーに「学内の方」があり、その中に在学生についても含まれていると思うが、「学生」あるいは「在学生」のように、学生を中心にした項目を別途独立させて作るのも良いのではないかと。その方が、学生を大事にしている様子がよくわかるのではないかと。</p> <p><意見への対応> 今後の大学ウェブサイトの更新にあたり、意見を踏まえた見直しを検討する。</p> <hr/> <p>【原則 4 - 1 - 2 内部統制の仕組みの整備と運用体制の公表】</p> <p>学生の満足度の学外公開に当たって、豊橋技術科学大学で享受できた教育成果が外部の方に一層よく理解いただくため、学生が特に良かった、満足していると思っている内容を具体的に記載し、公開するとさらに良いのではないかと。また、教育成果の公表については、今後、学生の意見も聴取し、参考にして、記載項目の充実を図ると良いのではないかと。</p> <p><意見への対応> 学生の満足度の学外公開について検討を行う中で、記載方法についても検討を行う。併せて、教育成果の公表全体について、記載項目の充実を図るため、役員会等により見直しを検討する。</p>
<p>監事による確認</p>	<p>【確認の方法】</p> <p>○学内での確認作業終了後、文書による意見照会を行うとともに、監事が陪席する役員会で意見交換を行った。</p> <p>○経営協議会の意見も踏まえた修正を行った最終公表案について、再度監事の意見を踏まえて報告書の最終公表案として取りまとめ、再度監事への確認を経て、公表する。</p> <hr/> <p>【総評】</p> <p>○国立大学法人ガバナンス・コード全ての項目の適合状況の説明を受け、実施状況の記載は全体的に適正であると認める。</p> <p>○実施状況点検プロセスは、事務方任せにせず、理事のリーダーシップによって行われており、ガバナンス・コードの趣旨に沿ったものとなっている。また、本学の特長（小規模、単科系など）をよく踏まえた上で、適合状況の検討、今後に向けた計画の作成が適切に進められていると理解している。</p> <p>○基準・規程に関しては、この2年間で、暗黙の了解や申し合わせ事項の明文化に取り組まれており、一部に不十分な点があるものの、その成果が認められる。</p> <p>○公表が不十分な事項が一部認められるが、改善に当たっては、すでに公表されている事項と併せて、ステークホルダー・エンゲージメントに繋がるよう、留意願いたい。</p> <p>○当報告の意見照会は新型コロナ緊急事態宣言下オンラインで行われ、十分な対話の機会がなかったことを申し添える。</p> <hr/> <p>【監事からの意見、意見への大学の回答等】</p> <p>○監事機能の強化は重要な課題であり、常勤化以前に取り組むべきことも多く、その一つが、意思決定プロセスのデジタル化及びそのアーカイブ化であると考えます。</p> <p><意見への対応> 役員会や監事会において、監事との意見交換なども交えながら、監査体制の充実化の一環として検討を行う予定である。</p>

<p>その他の方法による確認</p>		<p>その他の方法による確認は行っていない。</p>
--------------------	--	----------------------------

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況	更新あり	当法人は、各原則を（下記に説明する原則を除き）すべて実施しています。
		<p>【原則 1 - 4 長期的な視点に立った法人経営を行う人材の確保と計画的な育成 補充原則 1 - 4 ②】</p> <p>本学では、学長を補佐する副学長は、理事または教授から、学長特別補佐は、教授または特任教授（外部からの登用を含む）から、有望な人材を任期 2 年で登用している。</p> <p>■副学長選考規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/170.html</p> <p>■学長特別補佐選考規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/413.html</p> <p>学長補佐は、教授又は准教授で、任期は 2 年とし、若手の登用も可能としている。</p> <p>■学長補佐選考規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/171.html</p> <p>法人経営を担いようとする人材の育成のため、国立大学協会が実施するトップマネジメント研修や、ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ等に毎年副学長・学長特別補佐クラスを参加させることにより、将来の大学経営を主導する人材の育成を図ってきた。</p> <p>一方、このような育成方針を「法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針」として明文化を図るため、2020年度内に基本的骨子等を表し、2021年度内に、詳細の作成、公表を行う予定である。</p>
		<p>【原則 2 - 1 - 3 ビジョン実現のための執行体制の整備 補充原則 2 - 1 - 3 ①】</p> <p>本学では、「組織通則」により、理事の職務及び権限を定めている。学長は、「理事任命等規程」により理事の基準及び資格、任期を定め、適任者を適切に選任している。また、「理事・副学長及び副学長等の職務分掌について」により理事の職務分掌を定めている。</p> <p>■組織通則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/1.html</p> <p>■理事任命等規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/169.html</p> <p>■理事・副学長及び副学長等の職務分掌について http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/702.html</p> <p>また、学長は、職務分掌の業務等の職務実績を評価し、期末特別手当に反映することとしている。また、退職手当については法人評価の業績評価の結果を踏まえて、経営協議会において業績加算率を審議し、決定している。</p> <p>■【役員給与規程 第 8 条（期末特別手当）】 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/140.html</p> <p>■【役員退職手当規程 第 3 条（退職手当の額）】 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/141.html</p> <p>一方、理事の職務における具体的な達成目標、評価と処遇に関し具体的な内容について公表する形での明文化を図っていないため、2020年度内に基本的骨子等を表し、2021年度に、詳細の作成、公表を行う予定である。</p>

ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等

	<p>【原則 2 - 3 - 2 多様な人材の登用・確保】</p> <p>本学では、大学としての機能を強化するため、ダイバーシティー、国際性に加え、教育研究の高度化等の観点から中期目標・中期計画に多様な人材の確保を掲げ、中期目標の業務の実績報告書のその実績を公表している。</p> <p>これまで、理事は、一人は高専校長経験者、一人は外部経験者など、ダイバーシティーに富む人事を行っていた。2020年度においては、3人の理事を、総合大学役員経験者、学内・高専校長経験者、産業界の経営経験者として多様な人材を登用し、守備範囲を広くしている。</p> <p>一方、どのような観点から外部の経験を有する人材を求めているのか、その目的に合致する人材の発掘及び登用の状況を公表する形での明文化を図っていないため、2020年度内に基本的骨子等を表し、2021年度内に、詳細の作成、公表を行う予定である。</p>
	<p>【原則 3 - 1 - 1 経営協議会における審議の充実 補充原則 3 - 1 - 1 ①】</p> <p>本学経営協議会の学外委員は、本法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命している。その構成は、本学と結びつきが強い、産学官からバランス良く委員を選出することを考慮しており、現在は、本学学生の多数を占める国立高等専門学校を統括する国立高等専門学校機構理事長、設置形態を同じくする長岡技術科学大学理事、高等教育に精通した者（文部科学省・私立大学学長）、大学の設置された豊橋市長、地域企業の声を聴くべく商工会議所役員（副会頭・企業社長）、同窓会長（企業役員）から構成している。</p> <p>■委員一覧（https://www.tut.ac.jp/about/organize.html#anc02）</p> <p>経営協議会開催に当たり、多くの委員が出席できるよう、予め翌年度の開催日程を調整する他、会議開催日より一定期日前に議題、資料を送付すること、また、各議題の審議理由等を簡潔にまとめた概要メモを資料に添付することで、会議当日に十分な審議時間を確保するとともに、意見が活発になるよう工夫している。さらに、予定時刻より早く既定の議題の審議等が終了した場合は、議題によらない大学に対する自由な意見交換の場を設けている。</p> <p>一方、学外委員の選考方針及び運営方法の工夫について、公表する形での明文化は図っていないため、2020年度内に基本的骨子等を表し、2021年度内に、詳細の作成、公表を行う予定である。</p>
	<p>【原則 3 - 4 - 1 監事が十分かつ適切に監査業務を遂行できるようにするための体制確保 補充原則 3 - 4 - 1 ①】</p> <p>学長のリーダーシップ強化に伴う監事等による学長の業務執行のチェック機能の確保について（平成31年3月31日・大学のガバナンス改革の推進方策に関する検討会議審議まとめ）において、「監事について、少なくとも1名は常勤にして、日常的に監査業務を行う体制が必要ではないか」と問題提起されている。これまで本学では、非常勤2名体制で、監事が十分かつ適切に監査業務を遂行し、より効果的・明示的に牽制機能を果たすことができていると判断し、非常勤の監事候補者を選考している。</p> <p>今後、国立大学法人法の改正の動向を踏まえつつ、本学の監事体制について、現監事や経営協議会委員等の意見も聴きながら、本学における適切な在り方について検討を行う。一方で、監事の業務を支える監査室の体制整備については引き続き充実を図っていく。</p>

	<p>【原則 4 - 1 法令に基づく情報公開の徹底、及びそれ以外の様々な情報の分かりやすい公表 補充原則 4 - 1 ②】</p> <p>本学では、学生がどのような教育成果を享受することができたのかを示す情報を、次のとおり公式ウェブサイトに掲載している。</p> <p>1. 大学の教育研究上の目的 2. 教育研究上の基本組織 3. 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 4. 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況、受け入れ方針（アドミッションポリシー）、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）、入学者の数、収容定員、在学する学生数、卒業または修了した者の数、進学者数、就職者数、就職状況（産業分類別就職状況）（就職先一覧） 5. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 6. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 7. 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 8. 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用 9. 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 に関すること。</p> <p>なお、学生の満足度については、令和元年度実施の機関別認証評価における「基準 6 - 8」で、「修了時の学生、修了後一定期間の就業経験等を経た修了生、就職先等からの意見聴取が実施されており、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている」と評価されている。</p> <p>一方、調査目的が、教学マネジメント、内部質保証のため、情報公開が学内のみに留まっているため、学外公開に向けて、教育成果の公表全体の記載項目の充実化と併せて、慎重に対応を検討していく。</p> <p>■学校教育法施行規則第172条の2に基づき公表すべき教育研究活動等の状況 https://www.tut.ac.jp/about/education-info.html</p> <p>■大学機関別認証評価評価報告書 https://www.niad.ac.jp/media/006/202003/no6_1_1_tut_d202003.pdf</p>
--	---

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋</p>		<p>本学の設立の趣旨を踏まえ、これまでの実績と強み・特色を活かした更なる発展を期し、豊橋技術科学大学全構成員の道標として、基本理念、10の目標からなる「豊橋技術科学大学憲章」を、経営協議会等での審議を経て平成27年3月に策定した。この「大学憲章」のもと、平成28年度からの第3期の国立大学法人豊橋技術科学大学の達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）、目標を達成するための中期計画、年度計画を、学内者にパブリックコメントを求めるとともに、経営協議会（H26年度第3回・第一段階素案、H26年度第4回・第2段階素案、H27第2回・素案）やアドバイザー会議委員（H27年度第2回）の意見を聴き、策定し、認可・届出を踏まえ、公式ウェブサイトにて公表している。また、「大学憲章」に掲げる基本理念を達成すべく戦略（挑戦）を掲げた、TUTプラン（令和元年度まで大西プラン）を策定し、全学教職員連絡会での説明等を通して構成員が共有するとともに、公式ウェブサイトにて公表している。</p> <p>■豊橋技術科学大学憲章・TUTプラン https://www.tut.ac.jp/about/charter.html</p> <p>■第3期に達成すべき業務運営に関する目標（中期目標） https://www.tut.ac.jp/about/docs/3chuki_moku280301.pdf</p> <p>■目標を達成するための中期計画 https://www.tut.ac.jp/about/docs/3chuki_kei_henkou290329.pdf</p> <p>■年度計画（令和2年度） https://www.tut.ac.jp/about/docs/R02nendokeikaku.pdf</p>
<p>補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等</p>		<p>本学では、教育及び研究、組織及び運営、並びに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し、自主的・自律的な質の保証（内部質保証）を高め、絶えず改善・向上及び機能強化を図るため、「内部質保証を高める自己点検・評価の実施」と併せて「自己点検・評価情報の公開」を平成31年3月に定め、学校教育法第109条第1項の規定に基づく自己点検・評価の結果等以下の項目について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価の基本方針 ・「自己点検・評価に関する基本方針実現のための運用について」 ・「独立行政法人通則法」第32条第1項の規定に基づく評価 ・「独立行政法人通則法」第34条第1項の規定に基づく評価 ・学校教育法第109条第1項の規定に基づく自己点検・評価の結果 ・学校教育法第109条第2項の規定に基づく認証評価機関における認証評価等の結果 <p>■情報公開 https://www.tut.ac.jp/about/information.html</p>

<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>		<p>本学は、経営及び教学運営に係る権限と責任の体制について、国立大学法人法等の法令の定めるところにより、「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」を置き、「役員会規則」、「経営協議会規則」、「教育研究評議会規則」にて、本法人に独自の組織として法人の管理運営等に関する重要事項等を検討又は審議する機関として「戦略企画会議」を置き、「戦略企画会議規則」にて、また、理事・副学長等の職務は本学は、経営及び教学運営に係る権限と責任の体制について「理事・副学長及び副学長等の職務分掌について」にて公表している。</p> <p>■役員会規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/12.html</p> <p>■経営協議会規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/13.html</p> <p>■教育研究評議会規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/14.html</p> <p>■戦略企画会議規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/454.html</p> <p>■理事・副学長及び副学長等の職務分掌について http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/702.html</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>本学は、総合的な人事方針「職員の採用と配置に関する基本方針」において「職員の採用と配置に当たっては、性・年齢等のバランスに配慮し、各人が能力を發揮できる環境を整えるとともに、本学の重要な取組である国際化にも十分に取組体制を整える。」と、ダイバーシティを考慮した人事方針を策定している。</p> <p>また、第3期中期計画において、若手教員の割合、女性・外国人教員の割合、また、指導的地位に占める女性の割合について各々目標を掲げ、達成を目指した運営を行っている。</p> <p>■職員の採用と配置に関する基本方針 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/680.html</p> <p>■第3期中期計画 https://www.tut.ac.jp/about/docs/3chuki_kei_henkou290329.pdf</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>本学は、自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画として、第3期中期計画中の予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画について、本学公式ウェブサイトにて次のとおり掲載している。</p> <p>■第3期中期計画 https://www.tut.ac.jp/about/docs/3chuki_kei_henkou290329.pdf</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1 ③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>		<p>本学は、教育研究の費用及び成果等について、財務諸表、決算報告書、事業報告書、財務レポートについて、本学公式ウェブサイトに掲載している。</p> <p>■財務諸表 https://www.tut.ac.jp/about/docs/2.30zaimu.pdf</p> <p>■決算報告書 https://www.tut.ac.jp/about/docs/3.2019kessan.pdf</p> <p>■事業報告書 https://www.tut.ac.jp/about/docs/4.2019jigyoushou.pdf</p> <p>■財務レポート https://www.tut.ac.jp/about/docs/2019zaimu.pdf</p>

<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>本学では、学長を補佐する副学長は、理事または教授から、学長特別補佐は、教授または特任教授（外部からの登用を含む）から、有望な人材を任期2年で登用している。</p> <p>■副学長選考規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/170.html</p> <p>■学長特別補佐選考規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/413.html</p> <p>学長補佐については、教授又は准教授で、任期は2年とし、若手の登用も可能としている。</p> <p>■学長補佐選考規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/171.html</p> <p>法人経営を担う人材の育成のため、国立大学協会等が実施するトップマネジメント研修や、ユニバーシティ・デザイン・ワークショップに毎年副学長・学長特別補佐クラスを参加させることにより、将来の大学経営を主導する人材の育成を図ってきた。</p> <p>一方、このような育成方針を「法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針」として明文化を図るため、2020年度内に基本的骨子等を表し、2021年度内に、詳細の作成、公表を行う予定である。</p>
<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>本学では、「組織通則」により、理事の職務及び権限を定めている。学長は、「理事任命等規程」により理事の基準及び資格、任期を定め、適任者を適切に選任している。また、「理事・副学長及び副学長等の職務分掌について」により理事の職務分掌を定めている。</p> <p>■組織通則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/1.html</p> <p>■理事任命等規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/169.html</p> <p>■理事・副学長及び副学長等の職務分掌について http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/702.html</p> <p>また、学長は、職務分掌の業務等の職務実績を評価し、期末特別手当に反映することとしている。また、退職手当については法人評価の業績評価の結果を踏まえて、経営協議会において業績加算率を審議し、決定している。</p> <p>■【役員給与規程 第8条（期末特別手当）】 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/140.html</p> <p>■【役員退職手当規程 第3条（退職手当の額）】 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/141.html</p> <p>一方、理事の職務における具体的な達成目標、評価と処遇に関し具体的な内容について公表する形での明文化を図っていないため、2020年度内に基本的骨子等を表し、2021年度に、詳細の作成、公表を行う予定である。</p>
<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>		<p>本学では、役員会は、計画的かつ十分な検討・討議が行えるよう、原則毎月1回開催する定例会の他、必要に応じて開催する臨時会において、メールやオンラインも活用することで、学長の意思決定を支え、法人の適正な経営を確保している。</p> <p>役員会は、国立大学法人法で定める事項を「役員会規則」の審議事項として定め、上記のとおり、適時かつ迅速な審議を行い、議事録については、大学公式ウェブサイトにて公表している。</p> <p>■役員会規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/12.html</p> <p>■役員会情報 https://www.tut.ac.jp/about/yakuinkai.html</p>

<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況</p>		<p>本学では、大学としての機能を強化するため、ダイバーシティー、国際性に加え、教育研究の高度化等の観点から中期目標・中期計画に多様な人材の確保を掲げ、中期目標の業務の実績報告書のその実績を公表している。</p> <p>これまで、理事は、一人は高専校長経験者、一人は外部経験者など、ダイバーシティーに富む人事を行っていた。2020年度においては、3人の理事を総合大学役員経験者、学内・高専校長経験者、産業界の経営経験者として多様な人材を登用し、守備範囲を広くしている。</p> <p>一方、どのような観点から外部の経験を有する人材を求めているのか、その目的に合致する人材の発掘及び登用の状況を公表する形での明文化を図っていないため、2020年度内に基本的骨子等を表し、2021年度内に、詳細の作成、公表を行う予定である。</p>
<p>補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係 る選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫</p>		<p>本学経営協議会の学外委員は、本法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命している。その構成は、本学と結びつきが強い、産学官からバランス良く委員を選出することを考慮しており、現在は、本学学生の多数を占める国立高等専門学校を統括する国立高等専門学校機構理事長、設置形態を同じくする長岡技術科学大学理事、高等教育に精通した者（文部科学省・私立大学学長）、大学の設置された豊橋市長、地域企業の声を聴くべく商工会議所役員（副会頭・企業社長）、同窓会長（企業役員）から構成している。</p> <p>■委員一覧 (https://www.tut.ac.jp/about/organize.html#anc02)</p> <p>経営協議会開催に当たり、多くの委員が出席できるよう、予め翌年度の開催日程を調整する他、会議開催日より一定期日前に議題、資料を送付すること、また、各議題の審議理由等を簡潔にまとめた概要メモを資料に添付することで、会議当日に十分な審議時間を確保するとともに、意見が活発になるよう工夫している。さらに、予定時刻より早く既定の議題の審議等が終了した場合は、議題によらない大学に対する自由な意見交換の場を設けている。</p> <p>一方、学外委員の選考方針及び運営方法の工夫について、公表する形での明文化は図っていないため、2020年度内に基本的骨子等を表し、2021年度内に、詳細の作成、公表を行う予定である。</p>
<p>補充原則 3 - 3 - 1 ① 法人の長の選考基準、選考 結果、選考過程及び選考理 由</p>		<p>国立大学法人法により、「学長選考会議」を設置し、「学長選考等規程」を定め、本法人同規程第12条、13条において意向調査の実施について規定しているが、学長候補者の決定に当たっては、以下の同規程第14条のとおり、意向調査の結果はあくまで「参考」に留め、学長選考会議が主体的に決定しているものである。</p> <p>・学長選考等規程（学長候補者の決定）第14条 学長選考会議は、意向調査の結果を参考に、学長候補者を決定するものとする。 なお、本学長選考に当たっての選考基準、選考結果や選考過程等は、「学長選考会議に関する公表事項」において公表している。</p> <p>■学長選考会議に関する公表事項 https://www.tut.ac.jp/about/gakucyosenko.html</p>

<p>補充原則 3-3-1② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>本学は、「学長選考等規則」を定め、学長の任期については、以下の同規程第3条のとおりにおいて、中期目標及び中期計画の策定及び実施期間に鑑み、学長の任期を4年とし、再任を妨げず、再任の場合の任期は2年とする旨規定している。</p> <p>第3条 学長の任期は、本法人の運営における中期目標及び中期計画の重要性に鑑み、その策定及び実施の期間を踏まえるものとする。</p> <p>2 学長の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、再任の場合の任期は、2年とし、引き続き6年を超えて在任することはできない。</p> <p>■学長選考等規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/167.html</p>
<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>本学は、「学長選考等規則」を定め、学長解任の手続きについて、同規程第17条で次のとおり規定している。</p> <p>第17条 学長選考会議は、学長が次の各号のいずれかに該当するとき、その他学長たるに適しないと認めるときは、文部科学大臣に学長の解任を申出るものとする。</p> <p>(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(2) 職務上の義務違反があるとき。</p> <p>2 学長選考会議は、学長の職務の執行が適当でないため本法人の業務の実績が悪化した場合であって、学長に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき、文部科学大臣に学長の解任を申出るものとする。</p> <p>■学長選考等規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/167.html</p>
<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>本学は、「学長の業務執行状況の確認及び業績評価に係る取扱い」を定め、学長の業績評価については、以下の同取扱い第6条にて規定している。</p> <p>第6条「業績評価は、学長の就任の日から任期満了までの期間を対象とする評価を原則とする。</p> <p>2 業績評価は、第4条の規定により実施した業務執行状況の確認に基づき行う。」と規定している。</p> <p>なお、評価実施後は、学長選考会議議長より本人へ評価結果原案を提示するとともに助言等を行い、確認を経た決定後は、公式ウェブサイト「学長選考会議」に係る公表事項」評価結果にて公表している。</p> <p>■学長の業務執行状況の確認及び業績評価に係る取扱い http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/627.html</p> <p>■「学長選考会議」に係る公表事項 https://www.tut.ac.jp/about/gakucyosenko.html</p>
<p>原則 3-3-4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>該当無しのため記載無し。</p>
<p>基本原則 4 及び原則 4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>本学経営及び教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を示すため、「国立大学法人豊橋技術科学大学内部統制システムに関する基本方針」を定め、継続的に見直しを図るとともに、「内部統制推進体制等の取扱い」により、その運用体制を公表している。</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学内部統制システムに関する基本方針 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/433.html</p> <p>■内部統制推進体制等の取扱いについて http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/434.html</p>

<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>本学は、「大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする」と定めた学校教育法施行規則第172条の2に基づき、公表すべき教育研究活動等の状況を公式ウェブサイトに掲載している。また、法人経営については、多様な財源に支えられた大学として、財務に関して、過去5年間の推移や他大学財務指標との比較などを交え、多様なステークホルダーに対し分かりやすくまとめた「財務レポート」を毎年作成し、公式ウェブサイトの情報公開ページに掲載している。</p> <p>■学校教育法施行規則第172条の2に基づき、公表すべき教育研究活動等の状況 https://www.tut.ac.jp/about/education-info.html</p> <p>■財務レポート https://www.tut.ac.jp/about/docs/2019zaimu.pdf</p>
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>本学は、公式ウェブサイトのトップページに、「受験生の方」「学内の方」「卒業生の方」「保護者の方」「高専の方」「地域の方」とステークホルダー毎にバナーを分け、読み手が迷うこと無く、適切な情報を即座に入手できるよう配慮している。</p> <p>■公式ウェブサイトトップページ https://www.tut.ac.jp/index.html</p>
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>本学では、学生がどのような教育成果を享受することができたのかを示す情報を、次のとおり公式ウェブサイトに掲載している。</p> <p>1. 大学の教育研究上の目的 2. 教育研究上の基本組織 3. 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 4. 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他 進学及び就職等の状況、受け入れ方針（アドミッションポリシー）、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）、入学者の数、収容定員、在学する学生数、卒業または修了した者の数、進学者数、就職者数、就職状況（産業分類別就職状況）（就職先一覧） 5. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 6. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 7. 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 8. 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用 9. 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 に関すること。</p> <p>なお、学生の満足度については、令和元年度実施の機関別認証評価における「基準 6 - 8」で、「修了時の学生、修了後一定期間の就業経験等を経た修了生、就職先等からの意見聴取が実施されており、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている」と評価されている。</p> <p>一方、調査目的が、教学マネジメント、内部質保証のため、情報公開が学内のみに留まっているため、学外公開に向けて、教育成果の公表全体の記載項目の充実化と併せて、慎重に対応を検討していく。</p> <p>■学校教育法施行規則第172条の2に基づき公表すべき教育研究活動等の状況 https://www.tut.ac.jp/about/education-info.html</p> <p>■大学機関別認証評価評価報告書 https://www.niad.ac.jp/media/006/202003/no6_1_1_tut_d202003.pdf</p>

<p>法人のガバナンスにかかる 法令等に基づく公表事項</p>		<p>■法定公開情報（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に定める情報提供）</p> <p>□組織に関する情報</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的、業務の概要及び国の施策との関係 https://www.tut.ac.jp/about/summary.html 2. 国の施策との関係・国立大学法人豊橋技術科学大学の中期目標 https://www.tut.ac.jp/about/docs/3chuki_moku280301.pdf ・国立大学法人豊橋技術科学大学業務方法書 https://www.tut.ac.jp/about/docs/270401gyoumuhouhousho.pdf 3. 組織の概要 https://www.tut.ac.jp/about/organize.html 4. 役員に対する報酬及び退職手当の支給基準 ・国立大学法人豊橋技術科学大学役員給与規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/140.html ・国立大学法人豊橋技術科学大学役員退職手当規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/141.html 5. 職員に対する報酬及び退職手当の支給基準 ・国立大学法人豊橋技術科学大学職員給与規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/142.html ・国立大学法人豊橋技術科学大学職員就業規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/106.html ・国立大学法人豊橋技術科学大学職員退職手当規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/163.html ・国立大学法人豊橋技術科学大学再雇用職員就業規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/107.html ・国立大学法人豊橋技術科学大学契約職員就業規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/108.html ・国立大学法人豊橋技術科学大学パートタイム職員就業規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/109.html ・国立大学法人豊橋技術科学大学特定職員就業規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/410.html 6. 役職員の報酬・給与等について https://www.tut.ac.jp/about/docs/kyuyo-kohyoR1.pdf <p>□業務に関する情報</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務に対する計画 ・国立大学法人豊橋技術科学大学の中期計画 https://www.tut.ac.jp/about/docs/3chuki_kei_henkou290329.pdf ・国立大学法人豊橋技術科学大学の年度計画 https://www.tut.ac.jp/about/docs/R02nendokeikaku.pdf 2. 業務に対する報告書 ・国立大学法人豊橋技術科学大学の事業報告書 https://www.tut.ac.jp/about/gyomu-jisseki.html 3. 法令の規定により使用料、手数料その他の料金を徴収している場合におけるその額の算出方法 ○授業料等に関する規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/361.html ○固定資産等管理細則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/326.html ○非常勤講師等宿泊施設取扱要領 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/332.html 4. 情報公開 https://www.tut.ac.jp/about/jouhoukoukai.html 5. 個人情報保護関係 https://www.tut.ac.jp/about/kojinjyoho.html
-------------------------------------	--	---

□調達情報

- ・ 国立大学法人豊橋技術科学大会計規則
<https://www.tut.ac.jp/intr/image/append/kaike-kisoku.pdf>
- ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学随意契約の基準（関係規則等抜粋）
<https://www.tut.ac.jp/Frame99/tyoutatu/zuikeikijun.htm>
- ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学契約事務細則
<https://www.tut.ac.jp/intr/image/append/keiyaku-saisoku.pdf>
- ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学政府調達事務取扱細則
<https://www.tut.ac.jp/about/docs/seihutyoutatsu-saisoku.pdf>

□財務に関する情報

- ・ 財務に関する情報
<https://www.tut.ac.jp/about/information.html#anc03>

□評価・監査に関する情報

- ・ 国立大学法人評価
<https://www.tut.ac.jp/about/information.html#anc04>

□国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）に基づく公表

- ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学の役職員の報酬・給与等について
<https://www.tut.ac.jp/about/docs/kyuyo-kohyoR1.pdf>

□大学の教員等の任期に関する法律第5条に基づく公表

- ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学教員の任期に関する規程
<http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/176.html>